

【ポスター発表】

**現代の不安定低所得層の生活の特徴**

—生活困窮者自立支援制度における就労支援事業利用者の事例から—

○ 東京成徳大学 朝比奈朋子 (6526)、杉野緑 (岐阜県立看護大学・771)

キーワード3つ：生活困窮者自立支援制度・就労支援事業・不安定低所得層

**1. 研究目的**

本報告は、生活困窮者自立支援制度利用者のうち就労支援事業の利用者の生活実態と就労支援の実際を分析することで、現代の不安定低所得階層の生活の特徴を捉えることを目的とする。

報告者たちは本制度の開始直後の自立相談支援事業利用者（以下、本制度利用者）調査を行い、利用者の幅は広く、生活困窮を抱えている労働者、求職者、今日における不安定低所得層（ワーキングプア）であることを明らかにした（朝比奈・杉野 2018、2019）。本報告では就労支援のプラン作成に至る者に着目して、利用者の生活実態と就労支援の内容を捉え、不安定低所得層の生活の特徴を把握する。

**2. 研究の視点および方法**

現代の不安定低所得階層である本制度利用者のうち、生活歴・職歴の情報量が多く得られる就労支援事業利用者を対象とすることで、これらの者の持つ生活上の種々の不安定性を把握することができるのではないかと考え、年齢、性別、世帯状況、就労実態に着目して分析した。就労支援事業利用者とは、A市における生活困窮者自立相談事業を2016（平成28）年4月1日から2018（平成30）年3月31日までの間に初回相談として利用した552件のうち、プラン作成をし、自立相談支援事業による就労支援又は生活保護受給者等就労自立促進事業（以下、就労支援事業）を利用した全40ケースである。A市が「相談受付・申込票」及び「インテーク・アセスメントシート」よりケース転記票へ転記した匿名化されたデータの提供を受け、分析を行った。

**3. 倫理的配慮**

日本社会福祉学会研究倫理指針を厳守して研究を行った。東京成徳大学研究倫理審査を受け、承認された（30応-7）。なお、本報告は報告者の責任で行う。

**4. 研究結果****(1) 対象者の基本的な特徴**

対象総数40ケースの性別は、男性26名、女性14名で、その内訳は64歳以下の男性20名、女性10名、65歳以上の男女が10名と、64歳以下の男性が半数だった。平均年齢は51.0歳で、男女差はほとんどなかった。

**(2) 性別・年齢構成別にみる対象者の特徴**

対象者を性別・年齢構成別に、i)男性64歳以下、ii)女性64歳以下、iii)65歳以上男女、の3グループに分類して相談時の就労状況、健康状態、世帯状況から対象者の特徴を

捉えた。

40名中25名と半数以上が相談時に就労していない。「就労していない」は「男性64歳以下」20名中13名、「65歳以上」10名中8名であるが、「女性64歳以下」は「就労している」が10名中5名である。一方、「就労している」14名のうち13名が非正規雇用である。健康状態の良くない者（「良くない(通院)」と「良くない(通院なし)」）は、40名中25名と半数以上である。健康状態の良くない者は、「男性64歳以下」20名中14名、「65歳以上」10名中6名であるが、「女性64歳以下」は健康状態の良い者と良くない者が5名ずつである。世帯状況は、複数人世帯が40名中24名と6割を占める。「女性64歳以下」は10名中8名、「65歳以上」は10名中7名が複数人世帯であるが、「男性64歳以下」は単身世帯が20名中11名である。

### (3) 職歴と就労支援の実際

40名の職歴を25歳時、35歳時、相談に至る直前職でみると、25歳時と35歳時で「正規雇用」は約3割にとどまっていた。

今回就労支援を受けて「新規就労」に至った者は40名中32名である。年齢構成別にみると、「男性64歳以下」は20名中16名、「女性64歳以下」は10名中9名、「65歳以上」は10名中7名である。「新規就労」32名の内訳をみると、「非正規雇用」23名と7割を超える。単身世帯が多い割合をしめる「男性64歳以下」も10名が「非正規雇用」である。

1回のプラン作成による支援を受けて終了している者は、「男性64歳以下」は20名中9名、「女性64歳以下」は10名中3名、「65歳以上」は10名中5名であり、最も多くプラン作成をしている者は6回であった。プラン作成をして受けた支援内容をみると、就労支援のみの者は40名中19名であった。就労支援以外の支援内容をみると、就労支援以外のプランのみを受けている者は少なく、プランにない支援を就労支援と並行して受けていた。

## 5. 考察

就労支援事業利用者の分析から、利用者には64歳以下の単身男性と65歳以上の者を含む複数人世帯の2つのグループがあった。これらの者が就労支援を受けた結果、8割の者が新規就職に至ったが、その大半は非正規雇用であった。プラン作成の回数と共に就労支援の内容をみると、就労できる生活基盤を整えるための当座の生活費の手当て、税金等の滞納への対応の同行等や、就労に必要な障害者手帳の申請援助等のプランにない支援を4割が受けていた。これらのことから、就労支援事業利用者は長期にわたる低位な生活の中で、多問題を抱えるに至ったことが明らかになった。

〔文献〕1. 朝比奈朋子・杉野緑(2018)「生活困窮者自立支援制度利用者に見る世帯の特徴－A市の生活困窮者自立相談支援事業利用者の調査分析から－」東京成徳大学研究紀要第25号 2. 朝比奈朋子・杉野緑(2019)「生活困窮者自立相談事業利用者に見る単身世帯の生活の不安定性の特徴－A市生活困窮者自立相談支援事業利用者の健康状態と就労状況を中心に－」東京成徳大学研究紀要第26号